

選択型実務修習のガイドラインの検討状況について

司法研修所において、選択型実務修習のガイドラインを作成するためのチームを立ち上げて検討を重ね、昨年実施された司法修習生指導担当者協議会（指担協）において、検討案を提示して議論したほか、日本弁護士連合会司法修習委員会とも意見交換を重ねてきた。それらを踏まえた現段階の検討案の概要は、次のとおりである。

1 修習地

選択型実務修習は、原則として、分野別実務修習の配属修習地で行うものとし、それ以外の修習地における修習は、配属修習地では修習できないものに限定し、期間も3週間を限度とする。

2 修習先

(1) ホームグラウンドにおける修習

ホームグラウンドにおける弁護修習は、一定期間必要なものとする。

2か月間すべてホームグラウンドにおける弁護修習をすることも、合理的な理由があれば認める。

* 就職内定先をホームグラウンドにすることについて

分野別実務修習で配属された弁護士事務所司法修習生が就職を予定することとなった場合については、第5回委員会において、ホームグラウンドとすることを避ける方向で指導するとの議論の整理案について了承された（資料16参照）。その後、司法研修所を中心にこの点の具体化について検討を進めたところ、実施に向けてなお検討すべき点があることが判明したので、これを御報告し、改めてこの点についての御意見を伺いたい。

(2) 個別修習プログラム

分野別実務修習の実務修習庁会は、その地の実情に応じて、できるだけ多様な個別修習プログラムを提供するように努める。

司法修習生が就職を予定している弁護士事務所は、個別修習プログラムの受入先としては、原則として避ける方向で指導する。

性質上、特定の地域しか提供することができない修習プログラム（例えば、

東京や大阪の地方裁判所における知的財産権訴訟の専門部での修習，渉外事務所，知的財産権訴訟を専門とする弁護士事務所での修習，弁護士過疎地域での修習）については，全国の司法修習生にも提供するものとする。

司法修習生が自ら開拓した修習先も，修習に相応しいものであれば認める。民間企業の法務部，地方自治体の法務関係部門等法曹の活動に密接な関係を有する分野を担当する機関における修習も，実務修習先として相応しいものであれば認める。

3 指導監督体制

選択型実務修習は，各実務修習地の弁護士会に委託して行い，司法修習生に対する監督は，基本的に当該弁護士会長に委託する。

4 修習プランの立案とその審査手続

各実務修習地に配属されている司法修習生に対する個別修習プログラムは，各実務修習庁会が事務手続を担当する。

司法修習生の立てた修習プランについては，原則としてこれを尊重し，実務修習として相応しくない点があるときはこれを是正させる。

5 修習成果の評価

司法修習生は，選択型実務修習の終了時点において，修習の成果を記載したレポートを修習担当弁護士を通じて弁護士会に提出する。

弁護士会長は，上記レポートのほか，修習指導担当弁護士及び個別修習先からの修習実績についてのコメントなどに基づいて，修習の成果を評価する。

評価については，合否のみの判定とし，立案した計画が履行されていれば合とし，特に良好な成果を修めた者や，立案した計画の履行が不十分な者など，特記すべき事項があれば，報告書にその旨付記する。